

議案第48号

大口町中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

大口町中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年6月3日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、消費税法及び地方税法の一部改正が令和元年10月1日に施行され、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大口町中央公民館の設置及び管理に関する条例(平成15年大口町条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表大口町中央公民館使用料1 施設使用料の表中「午後9時」の次に「まで」を加え、「1,020」を「1,040」に、「510」を「520」に改め、別表大口町中央公民館使用料2 設備等使用料の表中「510」を「520」に、「1,020」を「1,040」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町中央公民館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けた者について適用し、同日前に利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

大口町中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表（第10条関係） 大口町中央公民館使用料 1 施設使用料			別表（第10条関係） 大口町中央公民館使用料 1 施設使用料		
区分	時間	1時間当たりの使用料（午前9時から午後9時まで） （単位：円）	区分	時間	1時間当たりの使用料（午前9時から午後9時） （単位：円）
集会室	全面	1,040	集会室	全面	1,020
	片面	520		片面	510
C会議室		410	C会議室		410
研修視聴覚室		410	研修視聴覚室		410
C教室		100	C教室		100
調理実習室		410	調理実習室		410
小体育室		410	小体育室		410
礼法室		200	礼法室		200
和室		100	和室		100
備考 略 2 設備等使用料			備考 略 2 設備等使用料		
設備	単位	単価（円）	設備	単位	単価（円）
照明灯	全面1時間	520	照明灯	全面1時間	510
	（片面は半額）			（片面は半額）	
集会室冷暖房機	1時間	1,040	集会室冷暖房機	1時間	1,020
備考 略			備考 略		

改 正 要 旨

1 改正の目的

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに対応するため、大口町中央公民館の使用料について改正をするものです。

2 改正の概要

大口町中央公民館の使用料について、平成26年4月に消費税率が5%から8%になったとき、それまでの使用料額を100分の105で除して得た額（1円未満の端数金額は切り捨てました。）を使用料算定の基準額として、その額に100分の108を乗じ、10円未満を切り捨てることで使用料を定めました。

今回の改正においては、その基準額に100分の110を乗じて得た額を使用料として定めます。ただし、10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額とします。

3 施行期日

令和元年10月1日から施行します。